

# 改正相続法を踏まえた「争続」の対策・対応ポイント

あさひ法律事務所遺言相続部門監修  
 あさひ法律事務所 弁護士 関根 こすも・熊野 祐介・高田 俊亮

近年、相続人間で遺産をめぐるトラブル、いわゆる「争続」について、これらをどう防ぐか、また、どう解決するのかという点に注目が集まっている。

本稿では、近年の相続法改正も踏まえながら、想定されるトラブル事例と対応について解説するものである。

## 一 不動産の相続におけるトラブル

**【事例】**  
 被相続人Xの相続人は配偶者Aと長女Bの2名であった。遺産に関して、自宅がその価額の大半を占める状態で、遺産分割に際して、配偶者Aは自宅に住み続けたい、長女Bは自宅を売却して価額分割を行いたいとしてトラブルになってしまった。

### 1 はじめに

前記事例のようなトラブルを事前に防ぐ方法としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 配偶者居住権の設定（2020年4月1日以降）
- ・ 生前贈与
- ・ リバースモーゲージ
- ・ その他の方法

本稿では、まず、相続法改正で新たに民法に設けられた配偶者居住権について、これを活用する場合の注意点を含めて紹介する。そのうえで、前記事例のようなトラブルを防ぐ方法として、前記の各方法を紹介する。なお、本稿において、前記各方法を採用した場合の税務上の問題については、取り上げない。

### 2 配偶者居住権

#### (1) 配偶者居住権の概要

配偶者居住権は、相続開始時に、被相続人の住居（同人単独所有または配偶者と共有の場合に限る）に居住していた配偶者に、被相続人の死亡後も引き続き無償で当該住居での居住を可能とする権利である。2020年4月1日施行の新しい制度であり、判例法理等において明確に認められていたものでもなかった。

従来、配偶者が被相続人の住居に居住し続けるには、住居の所有権を相続する必要がある。しかし、その場合、配偶者は自己の具体的相続分（本事例においては、配偶者Aと長女Bは、各2分の1の法定相続分を有する）の中で取得する必要がある。

あるものの、住居の評価額が高い場合、配偶者は預貯金等の流動資産を相続できないという問題があった。また、住居自体は子に相続させるとともに、配偶者に終身無償で使用させる負担を子に課すという負担付の相続を行うこともあった。しかし、この方法では、配偶者が第三者に使用権を対抗することができなかつた。これらの問題に対処すべく新設されたのが配偶者居住権である。

配偶者居住権の設定により、子に建物自体（配偶者居住権の負担のついた居住建物所有権）を相続させつつも、配偶者は、住み慣れた環境での居住を継続することが従前と比べて行いやすくなる。

#### (2) 配偶者居住権の取得方法

相続開始時に、被相続人の住

# 普通預金の預金者の認定と債権者不確知による供託

— 東京高裁令和元年9月18日判決

岩田合同法律事務所 弁護士 富田 雄介

## 一 はじめに

銀行の預金取引においては、預金債権の帰属について口座名義人と第三者との間で争いが生じる場合がある。後述のとおり、

最高裁判例は、定期預金および普通預金のいずれについても口座名義人以外の第三者が預金者となる可能性を認めているため、かかる紛争が生じた場合、銀行としては、いずれの当事者を預金者として取り扱うべきかの判断に迷う場面が生じ得る。また、銀行としては、二重払いのリスクを回避しつつ預金の払戻請求に係る遅延損害金の支払義務を免れるため、債権者不確

知を理由とする供託を検討することが考えられるが、いかなる場合にかかる供託が有効と認められるかについても議論がある。

そこで、本稿では、普通預金債権の帰属および債権者不確知を理由とする供託の有効性が争われた東京高判令和元・9・18金融・商事判例1582号40頁（以下、「本判決」という）を取り上げ、検討する。

なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が所属する組織・団体の見解ではない。

## 二 事案の概要

A社は、平成28年12月9日、

Y銀行において、A社名義の普通預金口座（以下、「本件口座」といい、本件口座に係る預金債権を「本件債権」という）を開設し、A社の負担により本件口座に1000円を入金した。

本件口座の開設にあたっては、以下の経緯があった。すなわち、Z社の会長Bは、自らがA社の株主でもあったことから、上場を目指しているA社に実績を積みませようと考え、Z社が資金を用意したうえで、A社からC大学に対する寄附研究（大学における研究テーマを事前に設定し、これに対して寄附を行うもの）を行わせようと考えた。

えた。

Bは、平成28年10月16日、A社の取締役Dとの間で、①DはBの要請する銀行に新たにA社名義の口座を開設すること、②当該口座のキャッシュカードおよび届出印はBが保管すること、③Bはその裁量により当該口座から入出金を行うことができることなどを内容とする覚書を締結し、A社は当該覚書に基づき本件口座を開設した。

また、A社は、平成28年12月1日、Bに対し、Y銀行に開設するA社名義の預金口座の預金通帳を用い、BがC大学への振込業務、その他の振込業務および現金引出し業務を行うことを

# 相続税課税価格における不動産の評価

小沢・秋山法律事務所 弁護士 香月裕爾

令和元年8月27日、東京地裁から相続税の課税価格における不動産の価額について、処分行政府である税務署の考え方を追認する判決が出された。本件は、相続人がいわゆる路線価方式等をもとに収益物件を評価し、借入金等を控除して相続税が発生しないという申告をしたのに対し、税務署が相続時の不動産の評価に関する路線価方式等を否定して、不動産鑑定評価による実勢価格をもとに課税価格を決定し、一部相続人について多額の相続税が発生する更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分を課したことから、これらの処分等の取消しを求める行政訴訟となった事案である。

## 一 事案の概要

本件は、本件被相続人の相続人である原告らが本件相続により取得した財産の価額を財産評価基本通達（以下、「評価通達」という）の定める評価方法（いわゆる路線価方式等。以下、「路線価等」という）により評価して相続税の申告をしたところ、税務署から相続財産のうち一部の不動産の価額につき評価通達の定めにより評価することが著しく不相当と認められるとして、本件相続税の各更正処分および過少申告加算税の各賦課決定処分を受けた（以下、本件相続税の各更正処分を総称して「本件各更正処分」といい、本

件各更正処分と本件各賦課決定処分を総称して「本件各更正処分等」という）ため、本件各更正処分等の取消しを求める訴訟事件である。

本件相続に関する具体的な事実経過は次のとおりである。

- 1 平成21年1月30日に被相続人が東京都杉並区所在の土地建物（以下、「甲不動産」という）を8億3700万円で購入（銀行借入れ6億3000万円）。
- 2 同年10月16日に被相続人が公正証書遺言を作成。
- 3 同年12月25日に被相続人が神奈川県川崎市所在の土地建物（以下、「乙不動産」という）を5億5000万円で購入（配偶者借入れ4700万円、銀行借入れ3億7800万円）。
- 4 平成24年6月17日に被相続人が94歳で死亡し、相続が開された。相続人は、配偶者のほか、長男、長女、二男および被相続人の養子となつていた二男の子である。
- 5 前記被相続人の公正証書遺言および相続人間の平成24年10月17日の遺産分割協議により、長男、長女および養子の3人（以下、「原告ら」という）が被相続人の遺産を承継したところ、甲乙両不動産は養子である原告が取得することとなった。なお、乙不動産は相